

## 令和7年度後期技能検定実施公示

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第46条第2項の規定に基づき、令和7年度後期技能検定（特級、1級、2級、3級および単一等級）を実施するので、職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第66条第3項の規定により、次のとおり公示する。

令和7年9月1日

福井県知事 杉本 達治

### 1 実施する検定職種（作業）及び等級区分

実施する検定職種（作業）及び等級区分は次のとおりとする。

#### (1) 特級

特級の検定職種のうち後期（令和7年10月1日から令和8年3月31日までの期間をいう。以下同じ。）に実施するものは、次のとおりとする。

鋳造、金属熱処理、機械加工、非接触除去加工、金型製作、金属プレス加工、工場板金、めっき、仕上げ、機械検査、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、光学機器製造、内燃機関組立て、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造、紳士服製造、プラスチック成形およびパン製造

#### (2) 1級および2級

職種	作業
さく井	パーカッシュション式さく井工事作業
	ロータリー式さく井工事作業
工場板金	機械板金作業
機械検査	機械検査作業
シーケンス制御	シーケンス制御作業
空気圧装置組立て	空気圧装置組立て作業
油圧装置調整	油圧装置調整作業
農業機械整備	農業機械整備作業
冷凍空気調和機器施工	冷凍空気調和機器施工作業
帆布製品製造	帆布製品製造作業
菓子製造	和菓子製造作業

職種	作業
建築大工	大工工事作業
かわらぶき	かわらぶき作業
配管	建築配管作業
型枠施工	型枠工事作業
鉄筋施工	鉄筋組立て作業
コンクリート圧送施工	コンクリート圧送工事作業
防水施工	塩化ビニル系シート防水工事作業
	改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業
樹脂接着剤注入施工	樹脂接着剤注入工事作業
カーテンウォール施工	金属製カーテンウォール工事作業
ガラス施工	ガラス工事作業
機械・プラント製図	機械製図CAD作業
塗装	鋼橋塗装作業
工業包装	工業包装作業

(3) 3級

職種	作業
機械加工	普通旋盤作業
機械検査	機械検査作業
シーケンス制御	シーケンス制御作業
家具製作	家具手加工作業
プラスチック成形	射出成形作業
建築大工	大工工事作業
かわらぶき	かわらぶき作業
配管	建築配管作業
鉄筋施工	鉄筋組立て作業
機械・プラント製図	機械製図CAD作業

(4) 等級を区分しないもの（単一等級）

職種	作業
バルコニー施工	金属製バルコニー工事作業

## 2 試験の方法

試験は実技試験及び学科試験によって行う。

## 3 技能検定試験の手数料、実施期日及び実施場所等

### (1) 実技試験

#### ア 手数料

福井県手数料条例（平成12年福井県条例第2号）で定める額とする。

#### イ 実施期日

実技試験は、令和7年12月5日（金）から令和8年2月15日（日）までの間ににおいて、別途福井県職業能力開発協会が指定する日に実施する。

#### ウ 実施場所

実技試験の実施場所は、別途福井県職業能力開発協会から通知する。

#### エ 問題の公表

実技試験の試験問題は、開発協会において公表する。（ただし、検定職種によっては試験問題の全部又は一部を公表しないものがある。）。

### (2) 学科試験

#### ア 手数料 3,100円

#### イ 実施期日

学科試験の実施期日は、令和8年1月25日（日）、2月1日（日）、2月4日（水）、2月8日（日）のうち、別途福井県職業能力開発協会が指定する日に行う。

#### ウ 実施場所

学科試験の実施場所は、別途福井県職業能力開発協会から通知する。

## 4 受検申請の手続

### (1) 提出書類等

#### ア 技能検定受検申請書（本人確認書類（運転免許証、保険証等の写し等）を含む）

#### イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面

#### ウ 手数料

### (2) 提出先

福井県職業能力開発協会

所在地 〒910-0003 福井市松本3-16-10 福井県職員会館ビル4階

電話 0776-27-6360

### (3) 受付期間

令和7年10月2日（木）から10月15日（水）まで

## 5 合格の発表等

### (1) 合格者の発表

技能検定に合格した受検者の受検番号を令和8年3月13日（金）に福井県のホームページで発表する。

### (2) 実技試験又は学科試験の合格通知

実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者については、福井県職業能力開発協会から書面で通知される。

### (3) 技能検定合格証書等の交付

特級、1級及び単一等級の技能検定の合格者には厚生労働大臣名の、2級及び3級の技能検定の合格者には都道府県知事名の合格証書が交付される。

このほか、厚生労働大臣から、技能検定の合格者に対し、合格した等級の技能士章が交付される。

## 6 その他

技能検定についての問い合わせは、福井県職業能力開発協会（電話 0776-27-6360）又は福井県産業労働部労働政策課（電話 0776-20-0388）に対し行うこと。